



大阪府犯罪被害者等支援条例

理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 関係者相互の連携及び協力の下で支援を推進すること

府の責務

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定及び実施

府民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 事業活動を行うに当たっての二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力